

入札監理小委員会における審議の結果報告
民間競争入札実施要項（案）

厚生労働省
労災特別介護援護事業

「労災特別介護援護事業」については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成26年4月から平成29年3月までの3年間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応等）を以下のとおり報告する。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

【主な論点】

「運営預り金」（急激な入居費減少等に備えるものとして、過年度事業において生じた剰余金を積み立てたもの。）を千葉施設の受託者が保管する旨、実施要項上規定されているが、これは適切か。

【対応】

厚生労働省より、「会計検査院は、事業受託者の組織形態の如何にかかわらず、事業運営上の必要性の観点から事業受託者が運営預り金を保管することを了承している」旨、及び「財務省は、運営預り金の仕組み及び取扱いについて了承した」旨の説明がなされた。

このことを踏まえ、「運営預り金」の適正な管理・千葉施設受託者の財産状態悪化・破産リスクに備えるべく、実施要項案58頁「(15) 運営預り金の管理」及び実施要項案18頁「⑮ 契約解除」に必要な措置を加筆した。

【主な論点】

入居費支出の確定額の考え方、一般管理費の確定額の考え方が理解しにくいのではないか。

【対応】

図表や具体例を用いた、より分かり易い説明資料を添付した。

（実施要項案229頁、230頁）

2. 従来の実施状況に関する情報の開示

【主な論点】

施設入居者が支払う入居費の支払（滞納）状況が不明であると、入居費収入額を適切に見積もることができず、新規参入者にとっての参入障壁となるので、各施設における支払（滞納）状況を開示するべきではないか。

【対応】

各施設ごとの、入居費の滞納者数及び滞納額を開示した。
(実施要項案 228 頁)

3. パブリックコメントへの対応について

平成 25 年 8 月 22 日から同年 9 月 4 日まで、意見募集（パブリックコメント）を行い、1 者から 1 件の意見があった。

【意見】

本事業は、「介護保険法」によるものと重複する部分が多いのではないか。

【対応】

「労災特別介護施設」に入居した者は「介護保険法」の対象外となることが法定されている旨を、パブリックコメントの回答において示すこととした。

以上